一般社団法人日本外科学会役員・代議員等選任規則（定款施行細則第３号）

第１章　役員の選任

第１節　総則

（適用）

第１条　この法人（以下，本会と略記）の役員は，本会の定款に定められたことのほかは，この規則によって選任する．

（選任の方法）

第２条　理事長及び副理事長並びに第８条の規定によって選任する理事を除く役員の選任は，社員総会に出席した代議員の無記名投票の選挙によって行う．

（開票立会人）

第３条　役員の選挙に当たって，議長は，社員総会に出席した代議員の中から，２名以上の開票立会人を指名する．

２　開票立会人は，開票を監督し，その選挙に関して生じた疑義を処理する．

（投票の無効）

第４条　次の各号の投票は，これを無効とする．

1)　所定の投票用紙を使用しなかったもの．

2)　被選挙権有権者でない者の氏名を記載したもの．ただし，投票を連記によって行った場合は，被選挙権有権者でない者の氏名を記載したものだけを無効とする．

3)　記載した氏名を確認できないもの．

4)　連記投票において同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したもの．ただし，この場合は１票だけを有効とし，他を無効とする．

5)　単記投票において複数の氏名を記載し，又は連記投票において定められた連記数を超える数の氏名を記載したもの．ただし，この場合はその投票のすべてを無効とする．

6)　議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの．

（得票数の同数）

第５条　役員の選挙において，得票数が同数の場合は，開票立会人が抽籤によって当選者を決定する．

第２節　理事及び監事の選任

（選任の時期）

第６条　理事及び監事は，代議員選挙の行われた年の社員総会で選任する．

（選挙による理事の選任）

第７条　代議員は，理事の候補者（以下，理事候補者と略記）になることができる．ただし，第10条に定める理事の通算任期を満了した者又は選任される年の３月31日現在において満66歳に達している者は，理事候補者となることができない．

２　理事候補者になろうとする者は，理事長が定めた期日の午後５時までに到着するよう，書留郵便によって，その旨を理事長に届け出なければならない．

３　前項に定める届出は，所定の用紙を用いて行い，理事候補者の氏名，所属する施設名，生年月日，経歴及び所信を記載しなければならない．

４　理事長は，理事の選挙を行う社員総会の10日前までに到着するよう，理事候補者の氏名，所属する施設名，生年月日，経歴及び所信を掲載した理事選挙広報を代議員に送付する．

５　選挙は，理事候補者を被選挙権有権者として行い，それぞれの代議員が投票する数は20名以内とする．

６　得票数の多い順に，20名までの理事候補者を理事に選任する．

７　本条第２項に定めた期日までに理事に欠員を生じたときは，前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充することができる．

（選挙によらない理事の選任）

第８条　前条の規定にかかわらず，非選挙理事推薦委員会は，２名以内の理事の被推薦者（以下，理事被推薦者と略記）を社員総会に推薦することができる．

２　理事被推薦者は女性とし，会員でない者を含むことができる．ただし，第10条に定める理事の通算任期を満了した者，選任される年の３月31日現在において満66歳に達している者，特別会員，名誉会員及び非選挙理事推薦委員会の委員は，理事被推薦者になることができない．

３　非選挙理事推薦委員会は，理事長が定めた期日までに，理事被推薦者の氏名，所属する施設名，生年月日，経歴及び推薦理由を記載した理事被推薦者名

簿を理事長に提出しなければならない.

4　理事長は,あらかじめ理事被推薦者の承諾を得て,理事の選任を行う社員総会の10日前までに到着するよう,前項に定める理事被推薦者名簿を代議員に送付する.

5　社員総会では,理事被推薦者を理事候補者として,選任の決議を行う.

6　非選挙理事推薦委員会の委員は,5名以内とし,正会員の中から,理事長が委嘱する.ただし,役員に委嘱することはできない.

7　非選挙理事推薦委員会の委員長は,委員の中から理事長が委嘱する.

8　非選挙理事推薦委員会の決議は,委員の過半数が出席し,その過半数の賛成をもって行う.

9　非選挙理事推薦委員会の委員の任期は,理事の選任を行う社員総会の終結時までとする.

（監事の選任）

第9条　代議員は,監事の候補者（以下,監事候補者と略記）になることができる.ただし,第10条に定める監事の通算任期を満了した者又は選任される年の3月31日現在において満66歳に達している者は,監事候補者となることができない.

2　監事候補者になろうとする者は,第7条第2項に定めた期日の午後5時までに到着するよう,書留郵便によって,その旨を理事長に届け出なければならない.

3　前項に定める届出は,所定の用紙を用いて行い,監事候補者の氏名,所属する施設名,生年月日,経歴及び所信を記載しなければならない.

4　理事長は,監事の選挙を行う社員総会の10日前までに到着するよう,監事候補者の氏名,所属する施設名,生年月日,経歴及び所信を掲載した監事選挙広報を代議員に送付する.

5　選挙は,監事候補者を被選挙権有権者として行い,それぞれの代議員が投票する数は3名以内とする.

6　得票数の多い順に,3名までの監事候補者を監事に選任する.

7　第7条第2項に定めた期日までに監事に欠員を生じたときは,前回の監事選挙における次点者を繰り上げて補充することができる.

（役員の任期）

第10条　理事は,再任を妨げない.ただし,通算3期を超えることができない.

2　前項の規定にかかわらず,理事長及び副理事長は,前項に定める理事の通算任期から,第14条に定める理事長及び副理事長としての通算任期を除くが,通算6期を超えることができない.

3　監事は,再任を妨げない.ただし,通算2期を超えることができない.

（補欠選挙）

第11条　第7条第7項及び第9条第7項の規定にかかわらず,次点者を繰り上げることができない場合は,補欠選挙を行って,役員を補欠で選任することができる.

2　前項に定める補欠選挙には,第7条及び第9条の規定を準用する.

（補欠役員の任期）

第12条　補欠によって選任された理事の任期は,前任者の残任期間とする.ただし,第14条第2項に定める理事長としての通算任期を除いて,通算3期を超えることができない.

2　補欠によって選任された監事の任期は,前任者の残任期間とする.ただし,通算2期を超えることができない.

第3節　理事長及び副理事長の選任

（理事長及び副理事長の選任）

第13条　理事長及び副理事長の選任は,代議員選挙の行われた年の社員総会終了後に行う.

（理事長及び副理事長の任期）

第14条　理事長及び副理事長は,再任を妨げない.ただし,通算2期を超えることができない.

2　前項ただし書の規定にかかわらず,理事長及び副理事長の任期が6ヶ月に満たない場合は,通算しない.

（幹事）

第15条　理事長はその業務の補佐,若しくは定期学術集会の主宰を補佐させるため,会員の中から幹事を委嘱することができる.

2　幹事は,無給とする.ただし,幹事には費用を弁済することができる.

第2章　代議員の選任

第1節　総則

（適用）

第16条　本会の代議員は,本会の定款に定められたことのほかは,この規則によって選任する.

第２節　代議員の選任

（選挙管理委員会）

第 17 条　代議員の選挙（以下，選挙と略記）を管理するため，本会に選挙管理委員会を置く．

2　選挙管理委員会の委員は，正会員の中から，理事長が，第18条に定める選挙区について，それぞれ１名ずつ委嘱する．

3　選挙管理委員会の委員長は，委員の中から理事長が委嘱する．

（選挙区及び選挙区別の定数）

第 18 条　選挙区は，別表のとおりとする．

2　各選挙区における代議員の定数は，選挙のつど，理事会が決定し，選挙管理委員会は，これを第19条に定める有権者に公告する．ただし，各選挙区において，それぞれ女性のみが立候補できる選挙区（以下，女性選挙区と略記）を設け，他の選挙区（以下，一般選挙区と略記）とは別に選挙を行う．

3　各選挙区の定数の合計は400名以内とし，うち女性選挙区の定数の合計は50名以内とする．

4　第２項に定める公告は，第24条に定める選挙の公告と同時に行うものとする．

（有権者）

第 19 条　有権者は，正会員とする．準会員，特別会員，名誉会員及び本会会費規則第２条ただし書の規定により会費の納入を免除された正会員並びに定款第10条第１項により資格を喪失した正会員は，有権者にならない．

（有権者の所属する選挙区）

第 20 条　有権者の所属する選挙区は，選挙が行われる年の６月１日現在の主たる勤務地によって定める．ただし，現に勤務していない者は居住地による．

（有権者名簿）

第 21 条　選挙管理委員会は，選挙が行われる年の６月１日時点の正会員について，それぞれ選挙区ごとの有権者名簿を作成し，選挙が行われる年の６月30日までに会員に通知する．

（有権者名簿に対する異議）

第 22 条　有権者は，有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは，７月31日までに，選挙管理委員会に異議の申立をすることができる．ただし，本項に定める期日が土曜日である場合は前日に，日曜日である場合は前々日に，それぞれ本項に定める期日を繰り上げるものとする．

2　前項の異議の申立は，異議の内容を明記し，かつ，自筆によって署名押印した文書をもって，前項に定める期日の正午までに必ず到着するよう，書留郵便によって，異議を申し立てる有権者本人が行わなければならない．その他の方法による異議の申立は，これを受理しない．

3　選挙管理委員会は，異議が正当であると認めたときは，有権者名簿を訂正し，その旨を必要な範囲において，有権者に通知しなければならない．

4　選挙管理委員会は，異議が正当でないと認めたときは，異議を申し立てた有権者本人に，その旨を通知しなければならない．

5　前項の規定によって，異議が正当でない旨を有権者本人に通知した後は，同一の内容にかかわる異議の申立は，これを受理しない．

（選挙管理委員会による有権者名簿の訂正）

第 23 条　選挙管理委員会は，有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは，有権者名簿を訂正し，その旨を必要な範囲において，有権者に通知しなければならない．

（選挙の公告）

第 24 条　選挙管理委員会は，選挙が行われる年の９月10日までに，有権者に対して，文書によって選挙を実施することを公告しなければならない．

（候補者）

第 25 条　有権者は，代議員候補者（以下，候補者と略記）になることができる．

2　候補者になろうとする者は，選挙の公告があった日からあらかじめ選挙管理委員会が定めた日の正午までに必ず到着するよう，書留郵便によって，その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない．

3　本条第１項の規定にかかわらず，引き続いて２回，社員総会に出席せず，かつ，議決権を行使しなかった代議員は，その任期満了に伴う次期の選挙においては，候補者になることができない．

（候補者の推薦）

第 26 条　有権者は，別の有権者を候補者として推薦することができる．

2　有権者が候補者を推薦しようとするときは，あらかじめ推薦しようとする者の承諾を得て，前条第２項に定める期間に必ず到着するよう，書留郵便によって，有権者５名連署の上，その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない．

3　本条第1項の規定にかかわらず，引き続いて2回，社員総会に出席せず，かつ，議決権を行使しなかった代議員は，その任期満了に伴う次期の選挙においては，候補者として有権者の推薦を受けることができない．

（候補者の届出事項）

第27条　前2条のそれぞれ第2項に定める届出は，所定の用紙を用いて行い，候補者の住所，氏名及び生年月日を記載しなければならない．

2　前条第2項に定める届出には，前項に定める事項のほか，候補者を推薦しようとする有権者の住所を記載しなければならない．

3　前2条のそれぞれ第2項に定める届出には，別に代議員選挙広報に掲載するための経歴及び抱負を記載した書面を添付することができる．

（選挙広報）

第28条　選挙管理委員会は，選挙期間中，候補者の氏名，経歴及び抱負を掲載した代議員選挙広報を，1回，発行する．

2　選挙管理委員会は，別に，代議員選挙広報に掲載するための候補者の氏名，経歴及び抱負の記載方法の細目を定め，これを公告する．

（選挙の期日）

第29条　選挙の期日は，10月31日とする．ただし，選挙が行われる年の10月31日が土曜日である場合は前日に，日曜日である場合は前々日に，それぞれ選挙の期日を繰り上げるものとする．

（投票）

第30条　投票は，有権者1名につき1票とする．

（投票の方法）

第31条　有権者は，選挙管理委員会から送付された投票用紙に，候補者1名の氏名を自書し，これを選挙の期日の正午までに必ず到着するよう，直接，選挙管理委員会あてに郵送するものとする．

2　投票は，無記名投票とする．

3　前2項に定める投票は，インターネットを介するもので代替することができる．

（開票）

第32条　開票は，選挙管理委員会がこれを行う．

2　選挙区ごとに作成された得票集計表には，開票を行った選挙管理委員がこれに署名しなければならない．

（投票の無効）

第33条　次の各号の投票は，これを無効とする．

1）　所定の投票用紙を使用しなかったもの．

2）　候補者でない者の氏名を記載したもの．

3）　2名以上の氏名を記載したもの．

4）　候補者の氏名以外の事項を記載したもの．ただし，職業，身分又は敬称等を記入したものは有効とする．

5）　記載した氏名を確認できないもの．

6）　選挙の期日までに到着しなかったもの．

（当選の決定）

第34条　代議員は，選挙区ごとに，得票数の最も多かった者から，順次，第18条第2項に定める定数までの候補者を当選者とする．

2　得票数が同数の候補者があるときは，選挙管理委員会が，抽籤によって，その順位を決定する．

3　選挙管理委員会は，選挙の結果を，速やかに公告する．

（無投票の選任）

第35条　候補者の数がその選挙区の代議員の定数を超えない選挙区においては，投票を行うことなく，候補者を当選者とする．

（補欠選挙）

第36条　選挙において，候補者の数がその選挙区の代議員の定数を満たさない選挙区では，補欠選挙を行うことができる．

（補欠選挙の公告）

第37条　前条の規定により補欠選挙を行う場合，選挙管理委員会は，補欠選挙を行う年の11月10日までに，有権者に対して，文書によって補欠選挙を実施することを公告しなければならない．

（補欠選挙候補者）

第38条　第34条による選挙に当選していない有権者は，所属する選挙区の補欠選挙の候補者（以下，補欠選挙候補者と略記）になることができる．

2　補欠選挙候補者になろうとする者は，補欠選挙の公告があった日からあらかじめ選挙管理委員会が定めた日の正午までに必ず到着するよう，書留郵便によって，その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない．

3　本条第1項の規定にかかわらず，引き続いて2回，社員総会に出席せず，かつ，議決権を行使しなかった代議員は，その任期満了に伴う次期の補欠選挙においては，候補者になることができない．

（補欠選挙候補者の推薦）

第39条　有権者は，別の有権者を補欠選挙候補者と

して推薦することができる.

2　有権者が補欠選挙候補者を推薦しようとするときは，あらかじめ推薦しようとする者の承諾を得て，前条第２項に定める期間に必ず到着するよう，書留郵便によって，有権者５名連署の上，その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない.

3　本条第１項の規定にかかわらず,引き続いて２回,社員総会に出席せず，かつ，議決権を行使しなかった代議員は，その任期満了に伴う次期の補欠選挙においては，補欠選挙候補者として有権者の推薦を受けることができない.

（補欠候補者の届出事項）

第 40 条　前２条のそれぞれ第２項に定める届出は，所定の用紙を用いて行い，候補者の住所，氏名及び生年月日を記載しなければならない.

2　前条第２項に定める届出には，前項に定める事項のほか，候補者を推薦しようとする有権者の住所を記載しなければならない.

3　前２条のそれぞれ第２項に定める届出には，別に代議員補欠選挙広報に掲載するための経歴及び抱負を記載した書面を添付することができる.

（補欠選挙広報）

第 41 条　選挙管理委員会は，補欠選挙期間中，補欠選挙候補者の氏名，経歴及び抱負を掲載した代議員補欠選挙広報を，１回，発行する.

2　選挙管理委員会は，別に，代議員補欠選挙広報に掲載するための補欠選挙候補者の氏名，経歴及び抱負の記載方法の細目を定め，これを公告する.

（補欠選挙の期日）

第 42 条　補欠選挙の期日は，１月15日とする．ただし，補欠選挙が行われる年の１月15日が土曜日である場合は前日に，日曜日である場合は前々日に，それぞれ補欠選挙の期日を繰り上げるものとする.

（補欠選挙の投票及び開票並びに当選の決定）

第 43 条　補欠選挙の投票及び開票並びに当選の決定には，第30条から第35条までの規定を準用する.

（代議員の任期）

第 44 条　代議員の任期は，選挙が行われた翌年の２月１日に始まり，その翌々年の１月31日に終わる.

（欠員の補充）

第 45 条　選挙が行われた翌年の定時社員総会の前日までに代議員に欠員を生じたときは，理事長は，理事会の決議を経て，欠員を生じた選挙区における次点者を，代議員として補充することができる.

2　前項の規定によって代議員を補充したときは，理事長は，速やかにこれを公告する.

（選挙区の変更）

第 46 条　代議員が所属する選挙区から移動したことによって，その選挙区に生じた代議員数の減少については，その補充を行わない.

（選挙の疑義）

第 47 条　代議員の選挙及び補欠選挙に関して疑義を生じたときは，選挙管理委員会の決議によって決定する.

（女性枠選挙の公告）

第 48 条　女性選挙区は，一般選挙区とは別に選挙を実施する.

2　本会に女性として性別を登録している有権者は，女性選挙区の候補者（以下，女性選挙区候補者と略記）になることができる．ただし，同一任期にかかる一般選挙区における選挙の当選者は，女性選挙区候補者になることができない.

3　前項のほか，女性選挙区にかかる選挙は，第17条から第35条及び第44条から前条の規定について，別表のとおり読み替えて実施するものとする.ただし，第36条から第43条までの規定による補欠選挙は実施しないものとする.

第３章　会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の選任

（会頭及び次期会頭並びに次々期会頭）

第 49 条　本会の代議員は，定期学術集会を主宰する者を，会頭として選任する.

2　本会の代議員は，次期定期学術集会を主宰する者を，次期会頭として選任する.

3　本会の代議員は，次々期定期学術集会を主宰する者を，次々期会頭として選任する.

4　会頭及び次期会頭並びに次々期会頭は，理事会に参加して意見を述べることができる.

（会頭の選任）

第 50 条　会頭の選任は，次期会頭を次年度の会頭の候補者として，社員総会の決議によって行う.

2　前項の規定にかかわらず，次の各号の一に該当するときに限って，会頭の選任は，選挙によって行う.

1）　会頭が欠け，かつ，社員総会が会頭を補充することを決議したとき.

2）　次期会頭を次年度の会頭の候補者とすることができないとき.

3　前項に定める会頭の選挙は，次の各号の規定によって行う．

1）　代議員は，会頭の候補者（以下，会頭候補者と略記）になることができる．

2）　会頭候補者になろうとする者は，理事長が定めた期日の午後5時までに必ず到着するよう，書留郵便によって，その旨を理事長に届け出なければならない．

3）　前号に定める届出は，所定の用紙を用いて行い，会頭候補者の氏名，所属する施設名，生年月日，経歴，所信及び定期学術集会の運営概要を記載しなければならない．

4）　理事長は，会頭の選挙を行う社員総会の10日前までに到着するよう，会頭候補者の氏名，所属する施設名，生年月日，経歴，所信及び定期学術集会の運営概要を掲載した会頭の選挙広報を代議員に送付する．

5）　会頭の選挙は，会頭候補者を被選挙権有権者として，単記投票によって行い，得票数の最も多かった者を当選者とする．

6）　前項の規定にかかわらず，会頭候補者が1名のときは，社員総会の決議によって，選挙を行うことなく会頭候補者を会頭として選任することができる．

7）　役員が会頭に選任された場合は，第53条の規定にかかわらず，選任された役員は，直ちに理事長に辞任を届け出なければならない．その際，理事長は理事会の決議を経ることなく，役員の辞任の届出を受理する．

（次期会頭の選任）

第51条　次期会頭の選任は，次々期会頭を次年度の次期会頭の候補者として，社員総会の決議によって行う．

2　前項の規定にかかわらず，次の各号の一に該当するときに限って，次期会頭の選任は，選挙によって行う．

1）　次期会頭が欠け，かつ，社員総会が次期会頭を補充することを決議したとき．

2）　次々期会頭を次年度の次期会頭の候補者とすることができないとき．

3　前項に定める次期会頭の選挙は，前条第3項の規定を準用する．この場合，同項の主文及び同項第1号並びに第7号に「会頭」とあるのは「次期会頭」と，同項第1号から第6号までに「会頭候補者」とあるのは「次期会頭候補者」と，同項の主文及び同項第4号並びに第5号に「会頭の選挙」とあるのは「次期会頭の選挙」と，それぞれ読み替えるものとする．

（次々期会頭の選任）

第52条　次々期会頭の選任には，第50条第3項第1号から第6号までの規定を準用する．この場合，同項の主文及び同項第1号並びに第6号に「会頭」とあるのは「次々期会頭」と，同項第1号から第6号までに「会頭候補者」とあるのは「次々期会頭候補者」と，同項の主文及び同項第4号並びに第5号に「会頭の選挙」とあるのは「次々期会頭の選挙」と，それぞれ読み替えるものとする．

第4章　辞任

（役員の辞任）

第53条　役員を辞任しようとする者は，書面にて，その旨を理事長に届け出なければならない．

2　理事長は，理事会の決議を経て，辞任の届出を受理する．

（代議員の辞任）

第54条　代議員の辞任には，前条の規定を準用する．この場合，同条に「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする．

（会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の辞任）

第55条　会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の辞任には，第53条の規定を準用する．この場合，同条に「役員」とあるのは「会頭」及び「次期会頭」並びに「次々期会頭」とそれぞれ読み替えるものとする．

第5章　特別会員及び名誉会員

（特別会員候補者）

第56条　本会の特別会員は，本会の定款に定められたことのほかは，本条によって推薦する．

2　理事会は，会員の中から特別会員の候補者（以下，特別会員候補者と略記）を決議し，社員総会に推薦する．

3　特別会員候補者は，次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない．

1）　年齢が満60歳を超えた者であること．

2）　通算10年以上，代議員であったこと又は代議員であること．

4　前項各号にかかわらず，理事会は，特別会員として特にふさわしい者を，決議により，特別会員候補

者として社員総会に推薦することができる.

（名誉会員候補者）

第 57 条　本会の名誉会員は，本会の定款に定められたことのほかは，本条によって推薦する.

2　理事会は，会員の中から名誉会員の候補者（以下，名誉会員候補者と略記）を決議し，社員総会に推薦する.

3　名誉会員候補者は，年齢が満60歳を超えた者であり，かつ，次の各号のいずれかの条件を満足する者でなければならない.

1）　理事長又は会頭，若しくは次期会頭であったこと.

2）　理事の通算任期を満了した者であること.

4　前項各号にかかわらず，理事会は，名誉会員として特にふさわしい者を，決議により，名誉会員候補者として社員総会に推薦することができる.

第 6 章　名誉理事長又は名誉会頭若しくは名誉会長

（名誉理事長及び名誉会頭並びに名誉会長）

第 58 条　理事長は，理事会及び社員総会の決議を経て，この法人に対し特に顕著な貢献のあった名誉会員を，名誉理事長又は名誉会頭若しくは名誉会長として推薦することができる.

2　名誉理事長及び名誉会頭並びに名誉会長は，理事長及び理事会の諮問に応ずるものとする.

（名誉理事長候補者）

第 59 条　理事会は，名誉理事長の候補者（以下，名誉理事長候補者と略記）を決議し，社員総会に推薦することができる.

2　名誉理事長は，次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない.

1）　年齢が満70歳を超えた者であること.

2）　理事長の通算任期を満了した者であること.

3）　名誉会頭又は名誉会頭の候補者（以下，名誉会頭候補者と略記）でないこと.

3　前項第 1 号及び第 2 号にかかわらず，理事会は，名誉理事長として特にふさわしい者を，決議により名誉理事長候補者として社員総会に推薦することができる.

（名誉会頭候補者）

第 60 条　理事会は，名誉会頭候補者を決議し，社員総会に推薦することができる.

2　名誉会頭は，次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない.

1）　年齢が満70歳を超えた者であること.

2）　会頭であったこと.

3）　名誉理事長又は名誉理事長候補者でないこと.

3　前項第 1 号及び第 2 号にかかわらず，理事会は，名誉会頭として特にふさわしい者を，決議により名誉会頭候補者として社員総会に推薦することができる.

（名誉会長候補者）

第 61 条　名誉会長の推薦には，前条の規定を準用する．この場合,「会頭」とあるのは「会長」と,「名誉会頭」とあるのは「名誉会長」と,「名誉会頭候補者」とあるのは「名誉会長候補者」と，それぞれ読み替えるものとする.

第 7 章　規則の変更及び廃止

（規則の変更）

第 62 条　この規則は，理事会及び社員総会の決議によって変更することができる.

（規則の廃止）

第 63 条　この規則は，理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる.

附　則

1　この規則は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第 1 項において読み替えて準用する同法第106条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する.

2　この法人の最初の役員は，社団法人日本外科学会の役員と同一とする．この場合，第10条にかかわらず，役員の通算任期は，社団法人日本外科学会の役員の通算任期を継承し，監事は，通算 2 期まで再任されるものとする.

3　この規則は，平成25年 4 月10日から変更する.

4　この規則は，平成26年 4 月 2 日から変更する.

5　この規則は，平成29年 4 月26日から変更する.

6　この規則は，平成30年 4 月 4 日から変更する.

7　この規則は，令和元年11月26日から変更する.

8　この規則は，令和 2 年 4 月15日から変更する.

9　この規則は，令和 5 年 4 月26日から変更する.

10　この規則は，令和 7 年 4 月 9 日から変更する.

別表：選挙区

区名	地　　区	区名	地　　区	区名	地　　区
1	北海道	9	(東京 3)大田，目黒，世田谷，渋谷	16	滋賀，京都，奈良
2	青森，秋田，岩手			17	兵庫
3	山形，宮城，福島	10	(東京 4)新宿，中野，杉並	18	大阪市
4	栃木，群馬，埼玉			19	大阪市を除く大阪府，和歌山
5	茨城，千葉	11	(東京 5)板橋，練馬，区部を除く東京都	20	岡山，鳥取，島根
6	神奈川			21	広島，山口
7	(東京 1)文京，台東，荒川，葛飾，足立，豊島，北	12	山梨，長野，新潟	22	徳島，香川，高知，愛媛
		13	富山，石川，福井	23	福岡
8	(東京 2)墨田，江戸川，江東，港，千代田，中央，品川	14	愛知	24	佐賀，長崎，熊本
		15	静岡，岐阜，三重	25	大分，宮崎，鹿児島，沖縄

別表：読替規定

読み替えられる規定	読替え前	読替え後
第 20 条	「選挙が行われた年」	「選挙が行われた前年」
第 21 条第 1 項	「選挙が行われた年」	「選挙が行われた前年」
第 24 条	「選挙が行われる年の 9 月 10 日」	「選挙が行われる前年の 11 月 10 日」
第 25 条第 1 項	「有権者」	「第 34 条による選挙に当選していない有権者」
第 26 条第 1 項	「別の有権者」	「別の第 35 条による選挙に当選していない有権者」
第 29 条	「10 月 31 日」	「1 月 15 日」
第 44 条	「選挙が行われた翌年」	「選挙が行われた年」
第 45 条第 1 項	「選挙が行われた翌年」	「選挙が行われた年」